

広告掲載取扱要領

「京都市オープンデータポータルサイト KYOTO OPEN DATA」ホームページへのバナー広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

広告媒体	ホームページの名称	京都市オープンデータポータルサイト KYOTO OPEN DATA
	ホームページアドレス	https://data.city.kyoto.lg.jp/
	ホームページの内容	京都市の保有するあらゆる分野の行政データをオープンデータとして公開するためのサイトです。 (バナーは、全ページのフッター部分に挿入されます。)
	アクセス数	月平均 20,002 件 (うちトップページ 2,578 件) (このデータは令和4年4月から令和5年3月の月平均値であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。)
広告の規格	広告掲載位置	別添「画面イメージ」のとおり
	広告データ	縦80ピクセル×横430ピクセル ファイル形式はPNG、GIF(アニメ不可、透過型不可)又はJPEGとします。
	枠数	4枠
	その他の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ alt属性に設定する文字は20字以内で自由に設定することが可能です。 ・ 点滅、切り替わりの他、動きのあるバナーは使用しないでください。 ・ 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、文字が読みやすくなるよう配慮してください。 ・ 解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮してください。 ・ 「京都市ホームページ作成ガイドライン」に則り、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮してください。 ・ バナー掲載部に、広告欄と明記します。 ・ 広告枠に、次の文章を掲載します。 「広告をクリックすると別ウィンドウを開いて外部サイトへリンクします。(注意)本市の財源確保のための広告を掲載しています。広告内容に関する質問等につきましては、直接、広告スポンサーにお問い合わせください。」
掲載条件	広告料金(税込み)	1枠あたり月額5,000円
	広告掲載期間	令和5年7月1日から令和6年3月31日までの期間中、各月の初日から1箇月を単位とした任意の期間
	広告原稿の入稿期限	掲載開始日の5営業日前
	広告原稿の入稿方法	広告画像は広告取扱事業者側において作成し、完全データで入稿してください。

掲載基準	関係規程 (必ずお読みください)	京都市広告事業実施要綱 京都市広告掲載基準
	広告媒体の目的、性質等 に応じ定める個別の広告 掲載基準	なし
申込 手続等	申込資格	契約の相手方は、広告主又は広告代理店等とします。その他の申込資格等の詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を確認してください。 (https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html)
	申込方法	所定の広告掲載申込書に必要事項を記載のうえ、以下の申込先に持参するか、Eメール又は郵送により提出してください。 なお、京都市競争入札参加資格のない方については、原則として必要書類の御提出をお願いすることになります。詳細は京都市広告事業のホームページで御確認のうえ、申込書と併せて御提出ください。
	申込期間	令和5年6月1日(木)から全枠決定するまで、随時受け付けます。 申込み(必要書類の到着)から掲載開始まで2週間程度かかります。 書類の受付は、本市の休日を除く、午前9時から午後5時まで行います。
	広告掲載者の決定方法	京都市広告事業実施要綱等の関係規程及び上記の掲載基準に基づき、審査を行ったうえ、先着順で決定します。 ただし、令和5年6月12日(月)までに受け付けた申込みについて、全枠を超える申込みがあった場合は、次の順番に決定します。 ① 情報システムの開発や販売、データ分析、データに関する研究等を事業として実施しており、京都市におけるデジタル化の推進に貢献していると認められる企業又は団体。 ② 京都市広告掲載基準第4条に規定する広告。 上記を優先し、そのうえでまだ申込数が全枠を超える場合は、抽選により広告掲載者を決定します。

<p>その他</p>	<p>その他の留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告掲載に当たっては、関係規程、関係法令等を遵守してください。 ・ 広告掲載者（広告主又は広告代理店等）とは、別途、広告掲載契約を締結します。広告掲載に関する契約条件については、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を参照してください。 ・ 広告データについては、事前に審査を行います（内容により修正等をお願いする場合があります）。また、バナーのリンク先として表示されるページも審査対象とします。 ・ 広告内容等が、広告の規格等から逸脱している場合は、広告内容等を変更してください。変更に応じない場合は、広告を取り消すことがあります。 ・ 申出により、掲載期間中のバナー広告の差替えが可能です。（差替えを行う場合は新しいデータを用意してください。）ただし、差し替えは原則として各月の初日においてのみ可能とし、月の途中からの差し替えはできません。 ・ 掲載中の広告の取り下げは、書面にて受け付けます。ただし、原則として、広告料は返還しません。 ・ 契約期間中に広告掲載者側の都合により広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告料は返還しません。 ・ メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含めます。 ・ 広告の内容等に関する責任は、広告取扱事業者が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告取扱事業者の責任及び負担において解決してください。 ・ 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。
	<p>お申込・お問合せ先</p>	<p>京都市総合企画局情報化推進室統計解析担当</p> <p>〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎B1階 担当 田中、柿本、高塚</p> <p>電話番号 075-222-3216 Eメール toukei@city.kyoto.lg.jp</p>